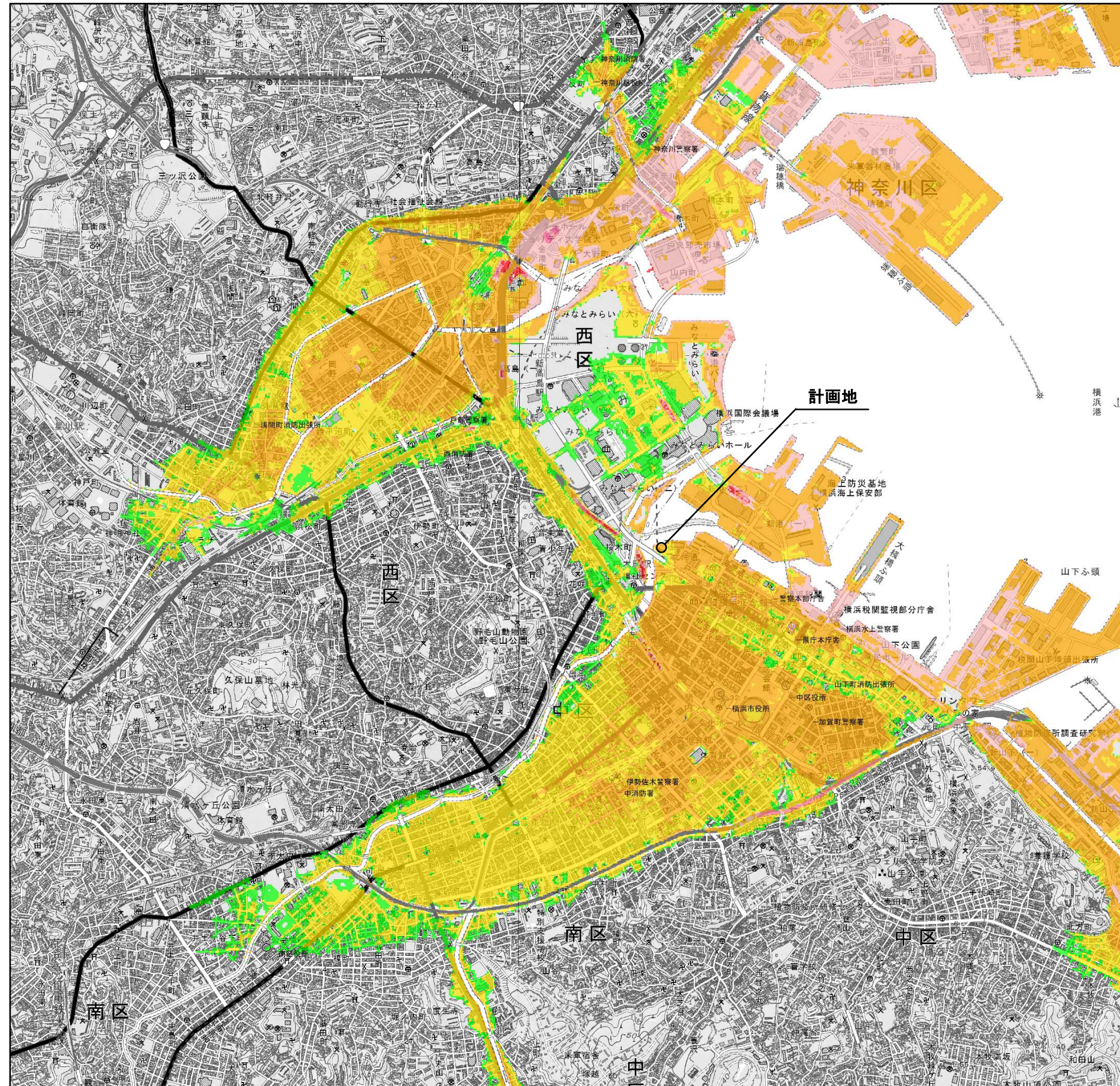


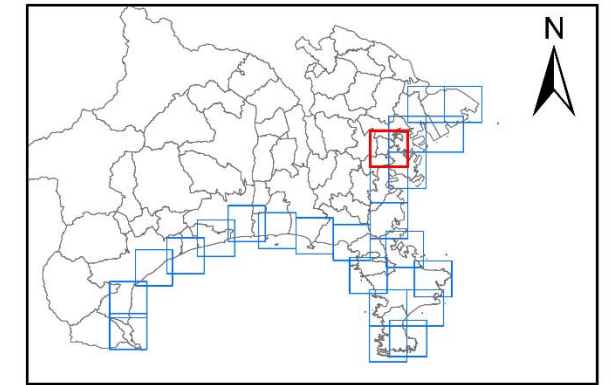
参 考 资 料

神奈川県津波浸水想定図



【位置図】

作図範囲：
範囲に該当する市町
横浜市



【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」の基となる津波浸水予測にあたっては、対象とする地震ごとに、浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）が最大となるよう、最も厳しい条件を想定しています。
- 「津波浸水想定」は、津波浸水予測図を基に、浸水域と浸水深が最大となるよう、重ね合わせた図面（津波浸水想定図）を作成し設定しています。
- 「津波浸水想定図」では、シミュレーションで再現し切れない局所的な地盤の凹凸や建築物の影響があることなどから、「津波浸水想定図」における浸水域以外でも浸水が発生したり、浸水深が大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定図」に示した最大の浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降の津波によって生じる場合があります。
- 「津波浸水想定図」では、河川内については、津波による水位変化を着色していませんが、津波の遡上等に伴い、実際には水位が変化することがあります。
- 「津波浸水想定図」は、地面の高さを基準とした浸水域や浸水深を示しており、地下街や地下鉄などの地下空間の浸水については示していませんが、実際には、津波が地下空間に流入する場合があります。

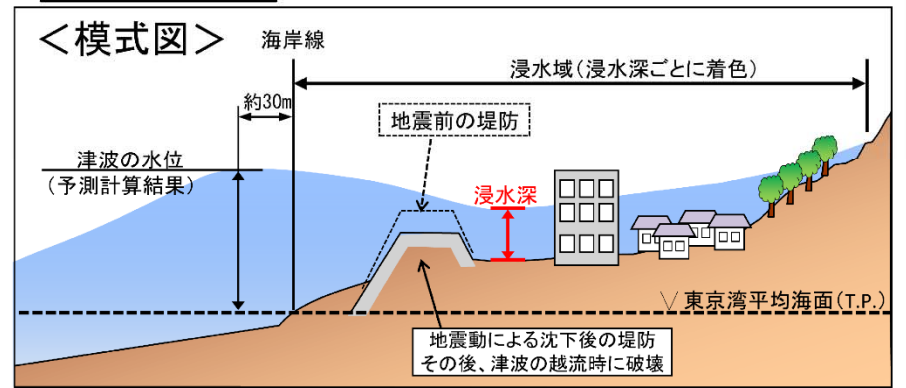
【凡例】

浸水深	
0.01m 以上 0.3m 未満	0.3m 以上 1.0m 未満
1.0m 以上 2.0m 未満	2.0m 以上 3.0m 未満
3.0m 以上 4.0m 未満	4.0m 以上 5.0m 未満
5.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上 20.0m 未満
20.0m 以上	

【用語の解説】

浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域

浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び基礎地図情報を使用した。(承認番号 平26情使、第530号)

■横浜市地域防災計画

横浜市防災計画

風水害等対策編

Y O K O H A M A 2 0 1 9

第2部

第1章

風水害に強い都市づくりの推進

横浜市防災会議

道路局
総務局
消防局
区役所

4 水防連絡会

河川水系に係る各区役所（総務課・土木事務所）及び各消防署は、水防活動が的確かつ迅速に行われるように、河川管理者が開催する次の水防連絡会に参加し、重要水防区域をはじめ、河川の改修状況などについての情報の収集・交換に努めます。

主催	連絡会名
国土交通省	多摩川・鶴見川・相模川水防連絡会
神奈川県	横浜川崎治水事務所管内水防連絡会、厚木土木事務所東部センター水防支部管内水防連絡会、藤沢土木水防支部連絡会、横浜川崎治水事務所川崎治水センター管内災害対策連絡会

5 大規模氾濫減災協議会

- (1) 多摩川・鶴見川・相模川流域大規模氾濫減災協議会
「水防災意識社会」を再構築するために多様な関係者が連携し、多摩川・鶴見川・相模川流域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進します。
- (2) 神奈川県大規模氾濫減災協議会
県、市町村、横浜地方気象台が神奈川県大規模氾濫減災協議会を通じて連携協力し、「水防災意識社会」を再構築するためにハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進・実施していきます。

第2節 高潮災害予防対策

1 高潮及び高潮位の推定

高潮は、台風や発達した低気圧によって、海岸付近で海面が異常に高くなる現象です。高潮の発生は、気圧の低下による海面の吸い上げと風による吹き寄せが主な要因です。高潮が発生すると、海水が護岸を越えたり高い波による越波が生じ、背後地が浸水する可能性が高くなります。

高潮発生時の偏差（低気圧による吸い上げ高）の推算については、千葉県、東京都、神奈川県との共同作成による東京湾沿岸海岸保全基本計画の作成において、東京湾高潮対策調査（平成11年度、運輸省〔現 国土交通省〕）の成果をもとに最大の偏差を抽出することとしており、横浜市では、伊勢湾台風が当時と同じ角度で東京湾を直撃した場合に最大の偏差が生じると予想されています。

この台風の条件と海岸線の地形情報を基にしたシミュレーションによって最大偏差を抽出し、これを横浜港の朔望平均満潮位に足したものが、計画高潮位であり、横浜市ではT.P.+2.2m～T.P.+2.7mとなります。

（T.P.は、東京湾平均海面を基準とした標高）

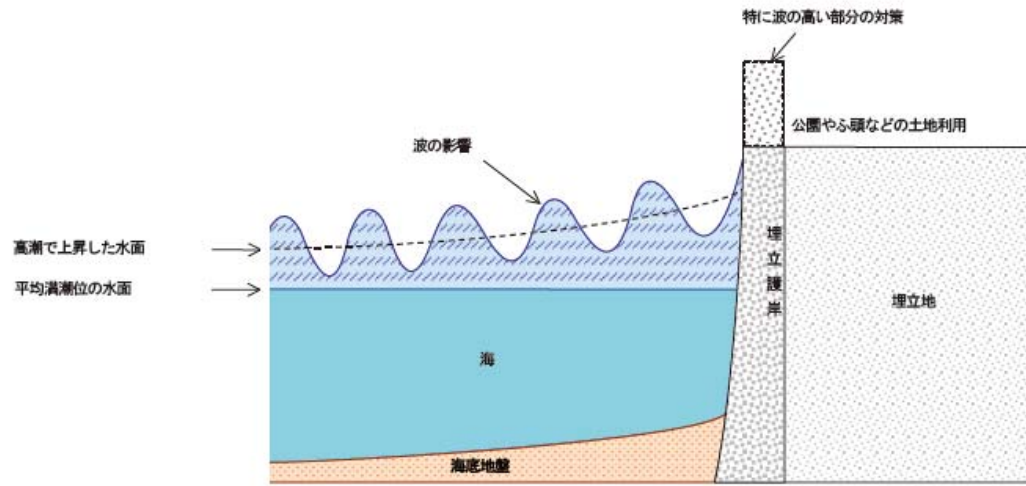
2 埋立地、港湾施設の高潮対策

(1) 海岸線の現況

横浜市の海岸線は、ほぼ全面が埋立地であり、若干の部分を除いて自然海岸はありません。横浜港は、埋立によって拡張してきましたが、高潮を考慮した埋立の基準高さ（T.P.+2.7m）が定められ、これに沿って水際線が整備されてきました。横浜港で推定される計画高潮位はこの高さを下回っていることから、高潮に対して一定の安全性が確保されていると考えられます。

しかし、最新の知見による想定や護岸の経年変化による沈下等を踏まえ、海岸保全施設等の整備を進めていきます。

港湾局
道路局
都市整備局
環境創造局



概念図

(2) 高潮対策の概要

海域に流入する河川については、高潮対策事業などにより河川管理者において護岸等のかさ上げ工事が実施されています。

また、臨海部の護岸については、状況の把握に努め、必要な対策を講じることとし、再開発事業などが行われる地域については、事業の実施に合せ、かさ上げ等を行うよう指導・要請を行います。

第2部

第1章

風水害に強い都市づくりの推進

第2部

第1章

風水害に強い都市づくりの推進

(3) 公共上屋の高潮対策
各ふ頭の公共上屋に対する高潮対策は次表のとおり

名称	施設の状況
本牧ふ頭	防潮扉を設置。ただし、立地条件上、支障のない公共上屋については設置していない。
山下ふ頭	防潮扉を設置
大黒ふ頭	防潮扉は設置していない（T-5・T-6号上屋を除く）。ただし、立地条件上、岸壁より1.0～1.5m高い位置に建設している。
出田町ふ頭	防潮扉を設置
山内ふ頭	防潮機能を持ったシャッターを設置
大さん橋ふ頭	公共上屋なし

3 河川の高潮対策

(1) 市管理河川の現況

市内の河川のうち、市が管理する河川については、洪水に対する安全確保という観点から、満潮時においても洪水を安全に海まで流すことを最優先として整備を進めてきました。このため、海域に流入する河川のうち横浜市管理の河川である準用河川の入江川（派川含む。）と滝の川、そのほか水路の河口部には、計画高潮位に対して高さが不足している区間があり、高潮対策が必要であることが確認されています。

(2) 高潮対策の概要

市の河川の高潮対策については、高潮による海からの水の浸入を防ぐという観点と、高潮時に発生していることが想定される台風により増水した河川の水を早く安全に海まで流すという観点から対策を進める必要があります。これを踏まえ、市が管理する河川については、護岸整備などによる高潮対策の検討を進めており、今後は各河川の改修に合わせて必要な対策を行っていきます。

また、市内の国や県が管理する河川のうち、一級河川鶴見川、二級河川帷子川等については、河川管理者による河川整備計画に高潮対策が定められており、この計画に基づき整備又は検討が進められています。

4 下水道の高潮対策

(1) 市管理下水道の現況

河川沿い及び海岸線沿いに、水再生センターやポンプ場、雨水を排除するための管きょが整備されています。

なお、水再生センターやポンプ場の護岸は、計画高潮位（T.P.+2.7m）を上回っています。ただし、水再生センターやポンプ場から排水する放流きょや雨水を排除するための管きょは、計画高潮位（T.P.+2.7m）を下回っている箇所が存在し、高潮時の影響が懸念されています。

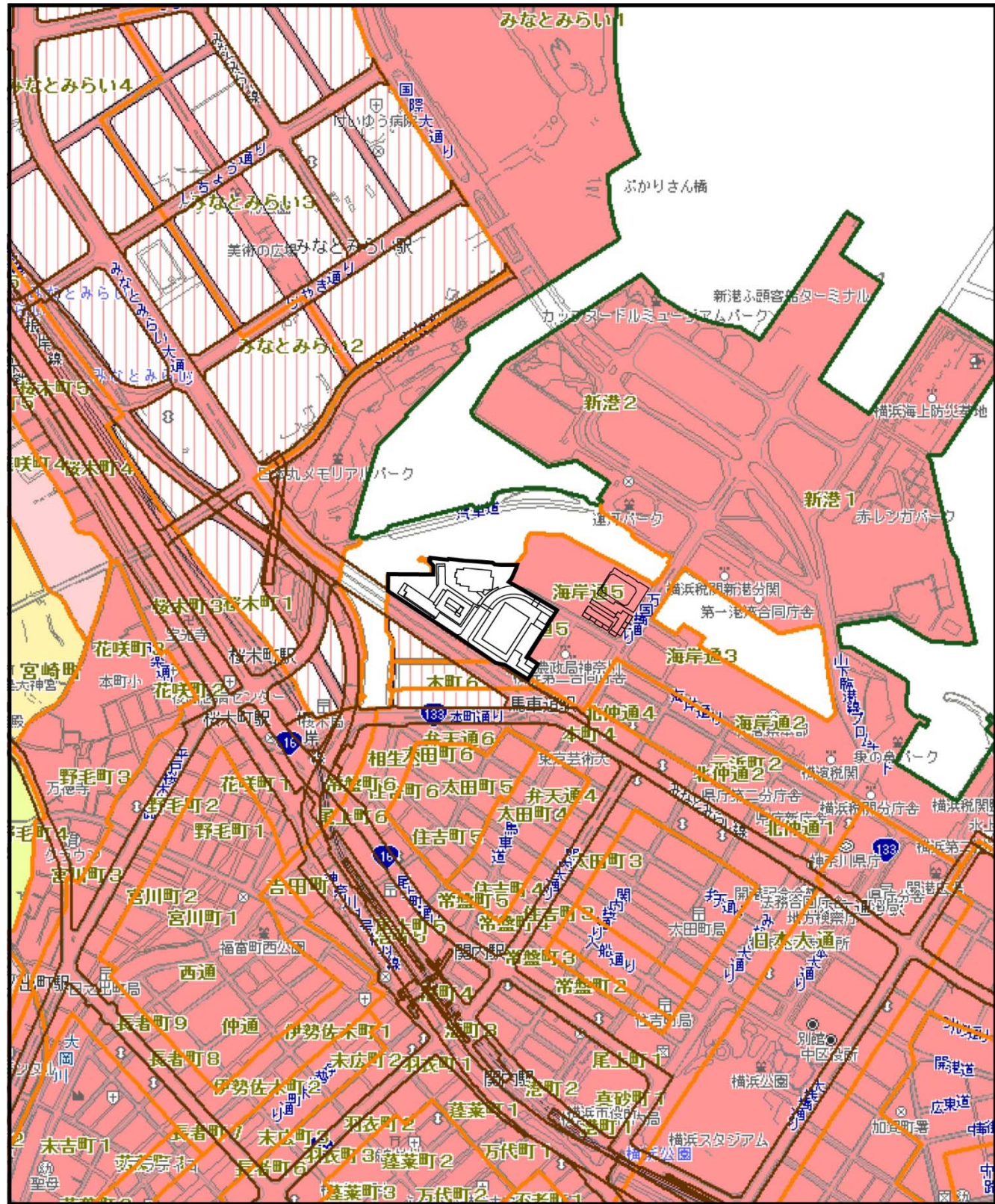
(2) 高潮対策の概要

本市の下水道の高潮対策については、津波対策と合わせて進める必要があります。水再生センターやポンプ場の処理機能においては、高潮による電源損失や制御不能に陥ることのないように必要な対策を行っていきます。

また、雨水を排除するための管きょにおいても、高潮によって海からの水が逆流するなど、維持管理の支障とならないように必要な対策を行っていきます。

5 潮位の観測等

港湾局保全管理課は、大さん橋の潮位観測装置により潮位を常時観測しています。また、中区本牧及び磯子区新杉田検潮所においても潮位を常時観測、記録しています。



凡 例

- | | |
|---|--|
|  計画地 |  準工業地域(第5種高度地区) |
|  第1種低層住居専用地域 |  準工業地域(第7種高度地区) |
|  第2種低層住居専用地域 |  工業地域(第5種高度地区) |
|  第1種中高層住居専用地域 |  工業地域(第7種高度地区) |
|  第2種中高層住居専用地域 |  工業専用地域 |
|  第1種住居地域 |  用途界 |
|  第2種住居地域 |  地番界(区区分のみ) |
|  準住居地域 |  地形地物界等(区区分のみ) |
|  近隣商業地域 |  最低限3種高度地区 |
|  商業地域(第7種高度地区) |  市街化調整区域 |
| 商業地域(第6種高度地区) | 都市計画道路 |
| 商業地域(最低限1種高度地区) | 都市計画河川 |
| 商業地域(最低限2種高度地区) | |



参考図 (p. 3-43に対応)

計画地周辺の用途地域図

資料: 「横浜市 行政地図情報提供システム」
(横浜市 令和元年7月12日)

